市有スポーツ施設の利用再開方針

1 趣旨

- ・岐阜県が策定した「コロナ社会を生き抜く行動指針(令和2年6月2日変更)」及び「県有スポーツ施設利用制限の緩和について(令和2年5月29日変更」に基づき、市有スポーツ施設における利用再開と感染防止対策に関する方針を策定し、共通して実施する「共通事項」と施設区分ごとに実施する「個別事項」を示す。
- ・本市が策定した「岐阜市総合対策新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策 第2版(令和2年6月5日)」及びこの方針を基に、各施設において個別の運営マニュアルを作成し感染防止対策を徹底する。
- ・この方針に公園施設(公園整備課が所管する運動施設)は含まない。
- ・なお、この方針は「岐阜市総合対策」等の変更や感染状況等の情勢変化により、随時見直しを 行う。

2 施設再開時期と対象施設区分

- ・施設を下表のとおり区分し、段階的に再開する。
- ・個人の当日利用を対象とした施設のうち、トレーニング室、クライミングウォールについては、 6月19日以降に再開を判断する。

区分		6月1日	6月15日	6月20日	7月11日	8月1日
利用人数上限(人)		屋外:200 屋内:100	屋外: 200 屋内: 100	収容可能数の50%		
屋外	競技施設	0	0	0	0	0
	グラウンドゴルフ場	_	_	0	0	0
	プール	_	_		0	0
	テニスコート	0	0	\circ	\circ	0
屋内	競技施設	0	0	0	0	0
	格技場等	×	0	0	0	0
	卓球室	×	×	0	0	0
	トレーニング室	×	×	×→判断	×→判断	×→判断
	クライミングウォール	×	×	×→判断	×→判断	×→判断
	競技付属施設	0	0	0	0	0
	役員室·放送室	×	0	0	0	0
	観客施設	×	0	0	0	0
	その他施設	0	0	0	0	0

・施設区分の概要(詳細は別紙のとおり)

屋外競技施設:多目的運動場、テニスコート、グラウンドゴルフ場、プール等

屋内競技施設:体育館等(競技場、格技場、卓球室、トレーニング室等)

競技付属施設:競技運営上必要となる施設(更衣室、ロッカー・シャワー室、放送室等)

その他施設:会議室、一般供用の談話室等

[参考] 公園施設(野球場、ソフトボール場、サッカー場、テニスコート) は5月17日に再開済 (公園整備課が所管)

3 再開後の利用制限

- ・団体予約利用を原則とする。(テニスコート、グラウンドゴルフ場、プールおよび卓球室を除く)
- ・グラウンドゴルフ場、プールおよび卓球室の利用については、新たに時間区分を設定した上での 総入替制とし、詳細は別に定める。
- ・当面の利用人数上限は、前頁表のとおりとする。
- ・競技付属施設、観客施設等のうち座席のある施設は、利用人数上限の範囲内でかつ席数の1/4 を上限とする。

ただし、全国的な人の移動を伴うイベント(プロスポーツ等)は、7月9日まで無観客とする。

・競技のうち、常時至近距離で対面することを前提とした競技の利用は行わない。

(柔道、レスリング、剣道、フェンシング、空手道、ボクシング、相撲等)

ただし、各競技団体等が定めた感染防止対策ガイドライン等により、対策の徹底が確認できる場合は、利用可能とする。

・少なくとも9月末までは、市及び指定管理者の主催事業は行わない。

4 感染防止対策(共通事項)

(1) 実施体制

- ・施設管理者において、感染防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を選任
- ・施設管理者、施設利用者における感染防止対策を確認するための「チェックシート」を作成
- ・施設利用者は利用者名簿(氏名、連絡先、体調確認を記載)を作成のうえ、施設管理者に提出

(2) 密集・密閉・密接対策(3密回避)

- ・利用者同士の間隔を確保(2m目安)、着席利用については席数の1/4を上限、滞在時間を短時間とする
- ・頻繁な換気 (30分に1回以上)、複数の窓開けによる通気のよい換気を行う
- ・施設利用者や施設職員のマスク着用の徹底、パーテーション等により対面場面を遮断する

(3) 衛生対策

- ・入口等での手指消毒、施設・物品の徹底した清掃消毒を行う
- ・施設利用者のゴミの持ち帰りを徹底する
- ・施設利用者や施設職員の健康チェックを徹底する(施設利用開始時における検温)
- ・当面、スポーツ用具等の貸し出しは行わない。

5 感染防止対策(個別事項)

(1)屋外施設

ア 対象施設

島西運動場、フィールドかけぼら、諏訪山運動場、岐陽運動場、高桑運動広場、 坂巻運動広場、柳津運動場、則松球場、厚八運動場、厚八テニスコート 南部スポーツセンター(グラウンドゴルフ場)、南部市民プール、本荘市民プール、 北部市民プール、各付属施設

イ 感染防止対策

施設区分	感染防止対策				
競技施設	・利用人数上限以下の団体利用(事前予約)のみとする。(グラウンドゴ				
	ルフ場、プールを除く)				
	・同一施設内・同一時間帯の利用は、原則1団体のみとする。				
	複数団体が利用する場合であっても、総利用者数を利用人数上限以下と				
	する。				
	・利用団体は、利用者全員(競技付属施設利用者、観客スペース利用者含				
	む)の名簿(氏名、連絡先、体調確認を記載)を作成し、利用前に施設				
	管理者に提出する。 (施設管理者は内容を確認)				
	・施設入退時、トイレ等利用時に行列等の混雑が生じる場合は2m以上の				
	身体的距離や時間制限を設ける。				
	・利用者は利用前後に手洗い、手指消毒を行う。				
	・利用者はマスクを着用(競技中の競技者はこの限りでない)する。				
	・利用後は、清掃及び共用の器具、ベンチ、手すり等を消毒する。				
競技付属施設	・着席利用する場合は四方を空けた席配置とする。(利用者数は概ね席数				
	の1/4とする)				
	・施設入退時、更衣室、トイレ等利用時に行列等の混雑が生じる場合は2				
	m以上の身体的距離や時間制限を設ける。				
	・利用者は利用前後に手洗い、手指消毒を行う。				
	・利用者はマスクを着用する。				
	・30分に1回以上の換気を行う。				
	・利用後は、清掃及び共用の器具、机、椅子、ドアノブ等を消毒する。				
*	・座席は四方を空けた配置とする。(利用者数は席数の1/4を上限とする)				
観客スペース	・施設入退館時、トイレ等利用時に行列等の混雑が生じる場合は、2m以				
(競技場周辺)	上の身体的距離や時間制限を設ける。				
	・利用者はマスクを着用し、大声での応援や肩組等密着する応援を行わない。				
	・30分に1回以上の換気を行う。				
	・利用後は座席、手すり等を消毒する。				

(2)屋内施設

ア 対象施設

岐阜市民総合体育館、体育ルーム、岐陽体育館、もえぎの里多目的体育館 南部スポーツセンター(グラウンドゴルフ場を除く)、北部体育館、東部体育館 西部体育館、岐阜ファミリーパーク体育館、北西部体育館、スポーツ交流センター 各付属施設

イ 感染防止対策

施設区分	感染防止対策
競技施設	・利用人数上限以下の団体利用(事前予約)のみとする。(卓球室を除
	<)
	・同一施設内・同一時間帯の利用は、原則1団体のみとする。
	複数団体が利用する場合であっても、総利用者数を利用人数上限以下と
	する。
	・利用団体は、利用者全員(競技付属施設利用者、観客施設利用者含む)
	の名簿(氏名、連絡先、体調確認を記載)を作成し、利用前に施設管理
	者に提出する。(施設管理者は内容を確認)
	・施設入退時、トイレ等利用時に混雑が生じる場合は2m以上の身体的距
	離や時間制限を設ける。
	・利用者は利用前後に手洗い、手指消毒を行う。
	・利用者はマスクを着用(競技中の競技者はこの限りでない)する。
	・30分に1回以上の換気を行う。
	・利用後は、清掃及び共用の器具、ベンチ、手すり等を消毒する。
競技付属施設	・付属施設の利用についても競技場等の利用日前に確認する。
	・着席利用する場合は四方を空けた席配置とする。(利用者数は概ね席数
	の1/4とする)
	・施設入退館時、更衣室、トイレ等利用時に行列等の混雑が生じる場合は、
	2 m以上の身体的距離や時間制限を設ける。
	・利用者は利用前後に手洗い、手指消毒を行う。
	・利用者はマスクを着用する。
	・30分に1回以上の換気を行う。
faire of the first	・利用後は、清掃及び共用の器具、机、椅子、ドアノブ等を消毒する。
観客施設	・観客施設の利用についても競技場の利用目前に確認する。
	 ・座席は四方を空けた配置とする。(利用者数は概ね席数の1/4とする)
	・施設入退館時、トイレ等利用時に行列等の混雑が生じる場合は、2 m以
	上の身体的距離や時間制限を設ける。
	・利用者はマスクを着用し、大声での応援や肩組等密着する応援を行わない。
	・30分に1回以上の換気を行う。
この仏坛部	・利用後は座席、手すり等を消毒する。
その他施設	・会議室等の競技利用以外の利用についても、屋内の「競技スペース」、「競技は屋施設」同様の対策を執る
	「競技付属施設」同様の対策を執る。